

通所リハビリ利用料金表

■基本料金 例)要介護2で1割負担の場合の日額

詳しくは支援相談員まで
お問い合わせ下さい!



大規模事業所(Ⅱ)

要介護度	利用時間	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上
		2時間未満	2時間未満	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満
要介護 1		316円	330円	426円	480円	537円	626円	664円
要介護 2		346円	384円	500円	563円	643円	750円	793円
要介護 3		373円	437円	573円	645円	746円	870円	922円
要介護 4		402円	491円	666円	749円	870円	1,014円	1,075円
要介護 5		430円	544円	759円	853円	991円	1,155円	1,225円
リハビリテーション提供体制加算		-	-	12円	16円	20円	24円	28円
中重度者ケア体制加算		20円						
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1		18円						
食費		450円						
日額(上記合計)		834円	872円	1,000円	1,067円	1,151円	1,262円	1,309円
※要介護2の場合								
週2回ご利用の場合(月8回)		6,672円	6,976円	8,000円	8,536円	9,208円	10,096円	10,472円

■加算料金

上記に加えてリハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)330円と介護職員処遇改善加算(Ⅰ)も加算されます

加算項目		金額	内容	
理学療法士等体制強化加算		30円/日	常勤かつ専従の理学療法士等を2名以上配置していること(1時間以上2時間未満の利用のみ加算)	
入浴介助加算		50円/日	入浴介助を行った場合	
リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	330円/月	リハビリテーション計画を作成し必要に応じて見直し日常生活の留意点、介護の工夫等の情報の伝達、新規利用者に対し1月以内に居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査を行うこと	
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	同意月より6月以内	850円/月	リハビリテーション会議を適宜開催し、利用者の情報の共有、会議内容の記録。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による利用者への説明、同意。リハビリテーション計画の見直し、情報提供を行う。居宅を訪問し家族に対し日常生活の留意点に関する助言を行い記録すること
		同意月から6月超	530円/月	
	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	同意月より6月以内	1,120円/月	リハビリテーション会議を適宜開催し、利用者の情報供給、会議内容の記録。医師による利用者への説明、同意。リハビリテーション計画の見直し、情報提供を行う。居宅を訪問し家族に対し日常生活の留意点に関する助言を行い記録すること
同意月から6月超		800円/月		
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	同意月より6月以内	1,220円/月	上記(Ⅱ)(Ⅲ)の要件を適合し、なおかつ通所リハビリテーション計画書の内容に関するデータを、評価データ収集等事業に参加し、システムを用いて厚生労働省に提出していること	
	同意月から6月超	900円/月		
リハビリテーション提供体制加算		12円~28円/日	リハビリテーションマネジメント加算を算定しPT、OT、STの合計数が利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること	
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110円/日	退院日又は認定日から起算して、3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	週2回程度	240円/日	軽度の認知症患者様に対して短期集中的な個別リハビリを行った場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	月4回以上	1,920円/月	リハビリテーションの実施頻度、場所、時間等が記載された計画書を作成し生活機能の向上に資するリハビリの実施。	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から3月以内	2,000円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション実施計画を定め専門の作業療法士または研修を終えた理学療法士、言語聴覚士が配置されリハビリテーションの実施頻度、場所、時間等が記載された計画に基づいたリハビリテーションの実施。提供を終了した日以前1月以内に会議を開催し、結果を報告すること	
	開始月から3月超6月以内	1,000円/月		
口腔機能向上加算		150円/回	口腔機能が低下している利用者様に対して口腔清掃指導、実施又は、摂食、嚥下機能の訓練を行った場合(月2回)	
重度療養管理加算		100円/日	要介護度3~5であって手厚い医療が必要な状態である利用者を受け入れた場合	
中重度者ケア体制加算		20円/日	定められた人員配置、算定日前月3月間の利用者数の総数のうち要介護3以上の利用者の占める割合が3割以上である	
若年性認知症患者受入加算		60円/日	若年性認知症患者に対して通所リハビリテーションを行った場合	
栄養改善加算		150円/回	低栄養状態にある方、またはその恐れがある方に栄養改善を目的に個別に栄養・食事相談を行った場合	
送迎減算		-47円/回	事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)1	18円/日	介護職員のうち介護福祉士を50%以上配置している	
	(Ⅰ)2	12円/日	介護職員のうち介護福祉士を40%以上配置している	
	(Ⅱ)	6円/日	直接サービス提供する職員総数のうち継続3年以上の職員を30%以上配置している	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		総単位数×4.7%	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善、人材確保、安定的な介護サービスの供給のための加算 算出方法 基本単位+加算(サービス提供体制強化加算は除く)×4.7% (四捨五入)	

■その他利用料金

基本時間外施設利用料	500円/回	1時間あたり(介護保険対象外)
------------	--------	-----------------

介護予防通所リハビリ利用料金表

高齢者の方ができる限り介護を必要とする状態にならないよう、又、転倒、骨折、関節疾患などによる生活機能の低下を防ぐ為、筋力向上、栄養指導、口腔ケアなどの適切なサービスを提供し、「状態の維持・改善」を目的に自立した生活の実現に向けて支援します。

詳しくは支援相談員まで
お問い合わせ下さい！
〈通所リハビリ 仲宗根〉

■基本料金(平成30年4月1日～) ※1割負担の場合の月額

	要支援1(月4回程度)	要支援2(月8回程度)
基本単位	1,712円 ※	3,615円 ※
リハビリテーションマネジメント加算	330円 ※	330円 ※
サービス提供体制加算(Ⅰ)1	72円	144円
運動器機能向上加算	225円 ※	225円 ※
処遇改善加算	107円	196円
食費(1日450円)	1,800円	3,600円
合計(月額)	4,246円	8,110円

処遇改善加算算出方法 = ※の合計 × 4.7% (四捨五入)

■加算説明

加算項目	支援1	支援2	内容	
サービス提供体制加算	(Ⅰ)1	72円/月	144円/月	介護職員のうち介護福祉士を50%以上配置している
	(Ⅰ)2	48円/月	96円/月	介護職員のうち介護福祉士を40%以上配置している
	(Ⅱ)	24円/月	48円/月	直接サービス提供する職員総数のうち継続3年以上の職員を30%以上配置している
リハビリテーションマネジメント加算	330円/月		リハビリテーション計画を作成し必要に応じて見直し日常生活の留意点、介護の工夫等の情報の伝達、新規利用者に対し1月以内に居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査を行うこと	
運動器機能向上加算	225円/月		運動器機能の向上を目的として個別にリハビリテーションを行った場合	
栄養改善加算	150円/月		低栄養状態にある方、またはその恐れがある方に栄養改善を目的に個別に栄養・食事相談を行った場合	
口腔機能向上加算	150円/月		口腔機能の低下している方、またなその恐れのある方に個別に口腔ケア・嚥下機能に関する指導を行います	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から3ヶ月以内	900円/月		生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション実施計画を定め専門の作業療法士または研修を終えた理学療法士、言語聴覚士が配置されリハビリテーションの実施頻度、場所、時間等が記載された計画に基づいたリハビリテーションの実施。提供を終了した日前1月以内に会議を開催し、結果を報告すること
	同月を超え6ヶ月以内	450円/月		
事業所評価加算	120円/月		生活行為リハビリテーション実施加算を算定していれば、算定不可	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数 × 4.7%		介護サービスに従事する介護職員の賃金改善、人材確保、安定的な介護サービスの供給のための加算	

